

令和7年1月24日

まちづくり委員会資料

陳情第94号

等々力緑地再編整備計画に係る自由提案施設の建設は最小限に留め樹木の伐採は行わず、立体駐車場の建設をやめ、催しもの広場を保全することを求める陳情

建設緑政局

陳情第94号 等々力緑地再編整備計画に係る自由提案施設の建設は最小限に留め樹木の伐採は行わず、立体駐車場の建設をやめ、催しもの広場を保全することを求める陳情

1 等々力緑地の概要

- ・等々力緑地は本市のほぼ中央に位置し、JR南武線・横須賀線、東急東横線武蔵小杉駅から約1kmにある本市を代表する総合公園です。
- ・昭和16(1941)年に都市計画決定し、公園施設整備は昭和37(1962)年から行い、現在、都市計画決定区域56.4ha、事業認可区域42.9haとなっています。
- ・緑地内は、運動施設が充実しており、陸上競技場はJリーグ・川崎フロンターレ、とどろきアリーナはBリーグ・川崎ブレイブサンダースの本拠地として利用されるなど、本市を代表するスポーツ拠点となっています。
- ・ふるさとの森、四季園などの自然とふれあえる施設や、釣りなどのレクリエーションができる釣池、イベントの開催も可能な催し物広場など様々な施設を有しています。
- ・一方、施設の老朽化や防災の充実、社会環境の変化への対応、令和元年東日本台風による浸水被害が発生するなど、新たな課題が顕在化してきました。
- ・このため、令和4年2月に等々力緑地再編整備実施計画を改定し、等々力緑地の目指すべき将来像の実現に向け、令和5年4月からPFI法に基づく事業手法を活用し再編整備と管理運営一体の事業を開始し、現在整備に関する設計を進めています。

2 等々力緑地再編整備・運営等事業の概要

(1) 事業の概要

- 事業予定地 川崎市中原区等々力1番ほか
- 事業区域面積 約36.6ha
(下水処理施設上部区域等、6.9haを追加整備し、43.5haとする予定)
- 事業方式 民間事業者が本施設の設計及び建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間の終了までの間、本施設の運営及び維持管理を行う方式(BT0方式)、及び本施設の改修を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間の終了までの間、本施設の運営及び維持管理を行う方式(R0方式)
- 事業期間 契約締結日から令和35年3月31日まで
- 事業内容 統括管理業務、整備業務、維持管理業務、運営業務、自主事業
- 整備対象施設 球技専用スタジアム、(新)陸上競技場、(新)とどろきアリーナスポーツセンター、プール、ストリートスポーツパーク、アクティビティループ(園路)、キッズパーク(子どもの遊び場)、インクルーシブパーク、芝生広場、親水空間(レインガーデン等)、植栽、駐車場、自由提案施設(飲食、物販等)等

(2) 契約の概要

- 契約の相手方 川崎とどろきパーク株式会社
(等々力緑地再編整備・運営等事業のために設立した特別目的会社)
- ・設立 令和5年1月13日
- ・資本金 2億2,500万円
- ・出資者 東急株式会社、富士通株式会社、丸紅株式会社、オリックス株式会社、株式会社川崎フロンターレ、グローバル・インフラ・マネジメント株式会社、大成建設株式会社、株式会社フジタ、東急建設株式会社
- ・契約の方法 総合評価一般競争入札
- 契約金額 63,255,972,382円(消費税及び地方消費税を含む)
- 契約期間 契約締結日～令和35年3月31日

(3) 全体平面図

※令和7年1月時点の検討状況

※今後の検討・調整・工事進捗に伴い、変更となる可能性があります



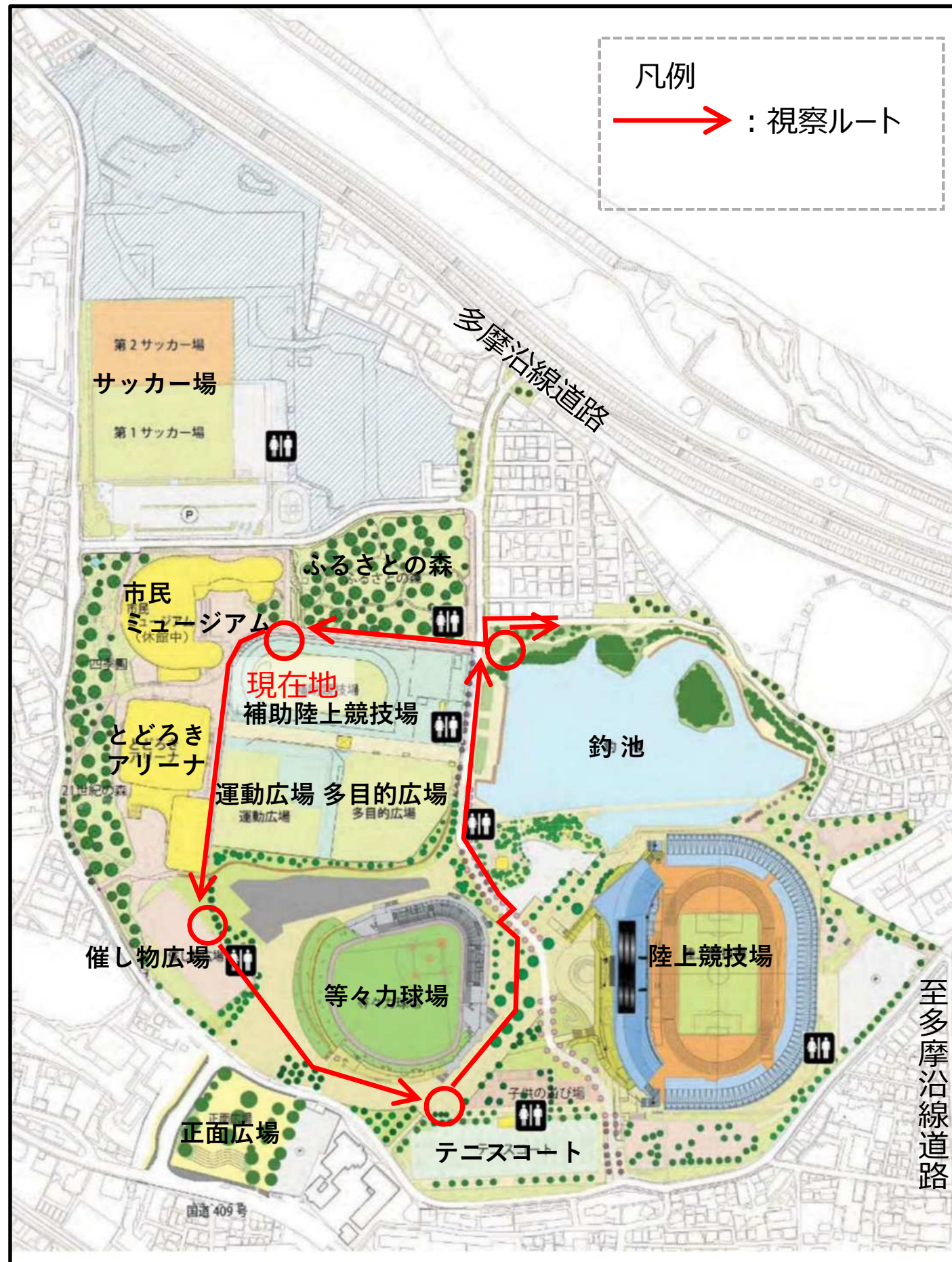
(4) 当初想定スケジュール

※今後の検討・調整・工事進捗に伴い、変更となる可能性があります

内容 / 年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	～	R34 (2052)
環境影響評価手続き									
調査・設計									
整備工事（建築物等）			球技専用スタジアム、(新)とどろきアリーナ、(新)陸上競技場など						
整備工事（公園基盤）			園路整備、広場整備など						
維持管理・運営	指定管理者制度による既存施設の維持管理運営の開始（完成した施設を段階的に供用開始し、維持管理・運営に移行）								

案内図

現況図



計画図

